

議 事 録

会 議 名	第9期第4回寒川町まちづくり推進会議		
開 催 日 時	令和7年2月19日(水) 午後2時～午後3時15分		
開 催 場 所	町民センター展示室Ⅰ		
出席者名、 欠 席 者 名 及 び 傍 聴 者 数	○出席委員 中島委員 星委員 齋藤委員 寺本委員 藤澤委員 大森委員 大久保委員 小澤委員 丸山委員 吉川委員 杉下委員 安田委員 ○欠席委員 相田委員 山元委員 小泉委員 グエン委員 ○事務局 菊地町民部長 芝崎町民協働課長 飯塚主査 ○傍聴者数 1名		
議 題	(1) 今期会議の調査・協議事項について (2) 自治基本条例の見直しについて		
決 定 事 項	●議事録承認委員 小澤委員、丸山委員 ●第9期会議調査・協議事項 (1) 今期会議の調査・協議事項について (2) 自治基本条例の見直しについて ●次回会議日程 5月27日(火曜日) 午後2時より		
公 開 又 は 非 公 開 の 別	公 開	非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む）	
	1 開会 2 会長あいさつ 3 議事録承認委員の選出 4 議題 (1) 今期会議の調査・協議事項について ○藤澤会長 議題の(1)、「今期会議の調査協議事項について」でございます。		

議事の経過

今期会議のメインテーマは、自治基本条例の見直しということに決まりました。そしてサブテーマとして、公募委員サロンの実施についてブラッシュアップして、一般町民より募集を募り、実施したいというご意見もございました。前回までのご意見をもとに、会長、副会長、事務局で内容の整理を行いましたので、皆さんにお諮りし、決めていきたいと思えます。

まず1つ目、自治基本条例の見直しについては、住民投票、子供向けのわかりやすいものをと、ご意見がありました。

これらを踏まえ、逐条解説をもとに見直し、特に子供と大人との関わりが少なくなっているとか、子供も交えたまちづくり、協働事業の実現など、子供の参加を重視した意見が多くあったので、最終的には子供にもわかる、一般住民にもわかりやすい自治基本条例の冊子を作成することと整理しました。事務局より資料の説明をお願いいたします。

○事務局

では事務局より資料の説明をさせていただきます。

事例①という他市Aのパンフレット、そして事例②の他市Bのものを2つご用意させていただきました。

内容的に見ますと、他市Aのものは自治基本条例の条文ごとにわかりやすく解説が入っており、子供目線からも、一般住民にもわかりやすくまとめられているということで、会長と副会長確認の上、資料の方提供させていただきました。

また資料、事例の②の他市Bについては、漫画形式で作られており、各市町村いろいろ工夫されながら作成されているということから参考で提供させていただきました。

○藤澤会長

わかりやすいパンフレットを作成するにあたり、見本、土台となるものがあるといいと思えます。自治基本条例の見直しについての、町長への報告、最終形態としてはわかりやすい子供向けのパンフレット作成でよろしいか。そして見本とする他市の資料については、事務局と正副会長で内容を見まして、他市Aのものが、項目ごとになっていて一番わかりやすいと考えました。

他市Bのものも、大変フレンドリーで漫画形式になってはいるんですけども、全部読まないとかわりにくく、ポイントを押さえて調べないとわからないので、他市Aの方がよいと思いました。皆さんのご意見を伺いたいと思うんですけど、どうでしょうか。意見はありませんか。その方向性でよろしいでしょうか。

○安田委員

おっしゃる通りだと思います。ただ、大学の教員をしますと、我々の年代は読んで理解するんです。今の学生さんは見て理解します。とい

う意味では残念に思うのですが、私は会長さんと意見と同じです。ただそれだけはちょっと覚えといていただきたいというのがありますので、もし子供たち、若い人たちにも理解してもらうということであれば、ものすごく簡単に説明するのがいいかと思います。年代の違いというのはあるかと思うので、よろしくお願いいたします。同意見です。

○藤澤会長

今安田さんからご意見をいただきました。他の方はいかがでしょうか。皆様の意見も参考にしつつ、わかりやすいパンフレット、子供向けの、若い人向けのパンフレットを、他市Aの資料を基に作成していくということで決定したいと思います。よろしいですか。

次に2点目、サブテーマについてです。公募委員サロンの実施について、ブラッシュアップして、一般町民からも募集し実施したいというご意見もございましたので、今期についてはブラッシュアップした形で整理をいたしました。日程につきましては具体的にお示しするのがよいかと思い、6月か7月実施に向けて調整するというのでいかがでしょうか。資料1について事務局より説明をお願いします。

○事務局

資料1につきまして、公務員サロンへの案内についての通知と、もう1枚、公募委員さんへの招待状ということで、前回のものを資料として提供させていただいております。

前は令和5年5月23日火曜日に実施されており、参加対象は各審議会の公募委員とし、目的としては、参加者同士の交流と懇談ということでした。時間としては午後3時から2時間程度で行い、公募委員の方13名の参加、まちづくり推進推進会議委員の方が12名、事務職が5名、参加しました。内容としては3グループに分け、進行と補佐役として、まちづくり推進会議委員を各2名ずつ配置し、進行を進めてもらう形で行われました。

参加された方の感想としましては、大変好評で、他の審議会の委員と情報交換ができて大変よかった、また参加したいなどのご意見をいただきました。案としましては5月に広報掲載を行い、1ヶ月かけて公募委員及び一般町民の参加応募期間を設け、7月上旬を目途に実施する案が1つ考えられます。

審議会によっては7月で改選になる審議会もあり、新たに委員になれる方もいらっしゃると思いますので、実施時期のご確認等と、対象を新旧の委員にするなど、実施方法についてもご確認をお願いします。7月の実施となると、今回大方の実施方法を決めておいて、詳細については次回確認する必要があります。よろしくお願いいたします。

○藤澤会長

今回は一般町民の応募を募り、各グループに2名ずつぐらい入り、情報

交換を拡充させていけたら良いと考えております。公募委員の応募も増えていき町民のまちづくりへの参加が広がっていくといいなと思っております。公募委員サロンの実施についてご意見ありますでしょうか。

(意見なし)

それでは、皆様の特段のご意見がないようでございますので、前回の形態に、一般町民の募集を追加する形で実施をします。見直す点は改善し、実施したいと思います。よろしくお願いいたします。

では資料2のスケジュールについて事務局より説明をお願いします。

○事務局

今後のスケジュールとしまして資料2に簡単にまとめました。こちらを目安に進めていけたらと思います。また、随時ご意見をちょうだいしながら見直しを進めていければと思っております。左側の欄について「自治基本条例の見直しについて」でございます。今回議題の(2)において自治基本条例の逐条解説をもとに内容を確認し、次回、第5回会議でも引き続き内容確認を行い、それ以降については事務局による冊子のレイアウト案の作成、また、委員の皆様での掲載事項の確認記事やイラスト、写真などのご提供ご協力をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。さらに、第6回、7回では内容の精査を行い、第8回で報告書の検討、第9回で報告書の確定・提出という流れとしてはいかがでしょうか。

また右の欄につきまして、公募委員サロンについて、今回と次回の第5回会議で公募サロンの内容確認を行いたいと思います。

募集については、5月に広報掲載を行い、公募委員と一般町民の参加応募期間を設け、7月上旬に実施するという案が1つでございますが、こちらでよろしいか再度ご確認をお願いします。

詳細な日程については今後、調整をしながら、決定したいと思います。第7回会議ではフィードバックを行い、8回では、報告書の検討を、第9回では、報告書を確定・提出とする予定でございます。

○藤澤会長

資料2のスケジュールがありまして、この通り、9回目に報告書の確定、提出に向けて、このようなスケジュールでいきたいと思います。何かご意見はございますでしょうか。

それでは、今のところご意見がないようです。では皆様のご協力が不可欠でございます。よろしくお願いいたします。

議題(2)

次に議題(2)2の自治基本条例の見直しとなります。

最終形態はわかりやすいパンフレットを作成ということですが、まずは内容の確認を進めていく必要があります。

自治基本条例の逐条解説を(第1回目の資料)お持ちいただいています。

それではご意見等ありましたら挙手をお願いしたいと思います。前回まで、総合計画とか、子供にもわかりやすくななどの意見があったと思う

んですけれども。本日ご意見ありませんでしょうか。

それでは、特に、ご意見がないようですが、特段の見直しをする必要はないということによろしいでしょうか。

○星委員

これを子供にわかりやすく作るということは、この条文をよりわかりやすく考えていくということなんでしょうか。

そうすると、どういう言い回しをするか、時間がかかると思います。どのように考えていくのでしょうか。

○斎藤委員

先ほど資料でいただいた他市Aのものは本当に見やすく、形がパッと目に入り、読みやすいのがよくわかります。今これから検討していくことは、星さんがおっしゃったように、今あるものを、基本にして、言い回しとかそういうのをわかりやすくするのか。例えば、まちづくりの指針、第五条で、子供、子育て、歴史、その他と、まとめられているのを、子供にもわかりやすくするために、町としての指針は子供に対してはこうです、というように、もうちょっとわかりやすく精査していくのか。それとも、あくまでもこの今の条例を基本として、形はこれを崩さないで、わかりやすいパンフレットで文言を変えていくのか。

○藤澤会長

要は条文自体を変えるのか、その言い回し方を変えるだけなのかということですね。

○斎藤議員

形態、形式も変わっていくのか。見やすい条例を作るのであれば、ずらずら文章があるよりは、わかりやすいほうがいい。そうする場合、今あるものを崩していくのかどうなのか、質問したいです。

○藤澤会長

星さん、斎藤さんからお話にありましたけども、子供に対する部分を考えていくにあたり、要は、表現を他市Aのような方法にするのに、条例自体も変えていくのか、それとも、条例はそのまま、わかりやすくまとめていくのか。どうお考えでしょうか、皆さん。

○安田委員

外国の方はどのぐらい増えてますか。最初にこの条例を作ったときと、これからそれを手直ししようという時の年数の間にどのぐらい増えたのか、子供たちだけがわかって外国人わかんなかったらっていうのも、いかがなものかなと。せっかくやるんでしたらということでございます。

○芝崎課長

今、外国人の数字はすいませんお伝えすることができないんですけれども、ここ数年、かなり人数の方は増えてきております。

私が、前の課にいたときに、国際関係の担当も入っていたんですけれども、確か、一昨年までは900人ぐらいだったかと思うのですが、昨年度は1000人を超えていたかと思います。確実に外国の方が増えているというところは事実でございます。

○星委員

外国人のことで、私もボランティアで外国の方に日本語を教えているんですけど、そこに習いにこられる方以外にも、外国の方がたくさんいらっしゃるんですね。その方たちのこともこれからは考えなくてはならないと考えてます。その方たちの子供さんのことも、外国から来て日本語がわからなくてつままないから学校行かないとか、いじめられるケースもあるようなので、そういう視点も入れたらいいかなと思います。

○丸山委員

中1の息子の同級生に外国の方がいらっしゃって、小学校の時、子供さんは覚えるのが早いのですが、学級通信が読めない親御さんがいました。学級通信の漢字に全部ルビを振って欲しいと言われ、それが実施された時期がありました。この他市Aのように、文字が大きければルビも触れるので、外国の方もひらがなは読めるように、ルビを振って、ある程度は外国の方にも通じるようなものがつくれると思いました。

○小澤委員

外国人の関係で、英語版にするとかね、ルビをつけるとか意見がありました。内容的な問題、例えば外国人さんだったら住民投票の問題とか、関連事項を全部入れていくべきと思うし、内容を見るなら、インクルーシブな問題とかについても全然うたっていないので、内容も見直していく必要があるといいます。最終的に、子供にもわかりやすく、他市Aのように作成していくのはいいと思いますが、まずは、内容から入っていかないと、問題かなと私は思います。

○藤澤会長

小澤さん、丸山さんから改めて意見が出ました。そのような形で今回の見直しをしていく形で皆さんがよろしければと思いますが、いかがでしょうか。

○中島委員

この基本条例についてお話が出たのは、前回の見直しから5年が経ち、社会情勢的にもいろいろ変わっているのに、5年前の条例のままでは現状とそぐわない部分があるのではないかというところから始まったと思

います。ということは、やはりこの内容1つ1つ精査してくのは大変かもしれませんが、必要だと思います。今小澤さんが言われた住民投票について、始めのところでは、外国籍の方は町民と言っているのにもかかわらず、外国籍の方は住民投票ができないような形になっていることや、別の規定を本条例には規定せず、“別の条例で定めます”という文章があるんですが、その別の条例が一体何なのか、記されていないので、何のことなのか分からない。知っている方がいたら教えていただきながら、進めていけたらいいと思います。

本当に子供向けについてというのは、細かく精査して、今の社会に合っているかよく検討しながら、取り入れて、最終的に子供たちにもよくわかるような、また外国の方にもわかるようなものができていけば一番いいと思います。

○杉下委員

そもそも今中島さんが言ったように第31条を読んでもいただくと、その下の解説には、時代や環境が変化する中で常にまちづくりの推進にふさわしいものであるか見直す必要があり、第30条にて、まちづくり推進会議を置き、町民の意見が反映されなければならないとあります。

我々が時代にあっているのかどうか、考えなくてはいけないと責務を負ってるところがあるので、ここはしっかり見直しをしなければならない。また、それによって時代に合わせるならば、今全部を、しっかり整理をしなくてはいけない。

あと5年前に、この条例を見直したときに、時間が必要ということで、推進会議全体とワーキンググループも設置をしてやっています。私も1回目の会から提案をさせていただいてるんですが、今日、今後のスケジュール見ると、実質あと2回でまとめなくちゃいけないってことは、時間的に難しいと考えます。町の自治基本条例は町の最高法規なので、国で言ったら憲法なんですよ。

基本5年ごとに見直しを行い、その時代に合った、町民が住みやすい町になるようルールを検討するのに、中途半端では、メンバーがどういう責務としてやったのってということにもなりかねない。

町民から負託を受けてこの委員としてやっているの、それなりの答えをしっかりとめて町長に最終的に報告して、それを町長がしっかり受けとめて、どういうまちづくりをしていくのかというふうにつなげていく必要があります。タイムスケジュールや時間軸を工夫しないと難しいです。

○芝崎課長

お時間のお話が出ましたが、会議としては、回数が決まっています。

自治基本条例の見直しを行うには、条数も多いということで、書面会議でご回答いただいた中で、ポイントを決めて見直したらどうかというお話もありました。

○藤澤会長

皆様のご意見で決めていく会でありますので、皆様のご意見をお伺いできればと思います。

○丸山委員

ポイントで変えるのであれば、住民投票のことが話に出ていますが、第24条の4番目の“別に条例で定めます”という条例が今は存在していないと前回お伺いしたのですが、存在していないのであれば、この項目を、いっそのこと消すとか、条例を作るとかしないといけないと思います。でも条例を作るのは難しいので、矛盾しているところを見直すとか、時間内で収まるようなことから始めるといいのではないかと思います。

○斎藤委員

杉下さんがおっしゃったように、せっかく見直すのであれば、このまちづくり推進会議とは別に、ここに第1章から10章まであるので、グループごとに分けて、ワーキンググループで話し合い、その内容を報告しながら進めていく方法も、一案であると思いました。

○大森委員

自治基本条例の見直しをする場合、時間的にも制限があるので、この委員会の場でがっちり、内容を詰めていくのか、ある程度のところだけ修正していくのか、決めていく必要があると思います。

ブロックごとに集まり、別で話をして、まとめたものを資料として事務局さんに上げて、みんなで共有していく形をとらないと、来年の5月の報告には、多分間に合わない。

しっかり内容を詰めてやっていくのか、それとも今回はもう時間的な事もあるので、さらっと、必要な箇所を直して、子供たちにもわかるようなことに目的を置いて、自治基本条例を作っていくのか。どっちか分けたほうがいいのかないというのが客観的な意見です。

今の世代の人たちは、多様な価値観や生き方が認められる時代になっていると思うんです。そこで寒川って何だろうと考えたときに、大先輩の方々が、やさしい気持ちとか挨拶とかいろいろな思いを込めて“高座のころ”というのを集約してまとめたんだと思うんです。

今みんな多様化になってきて、寒川町の“高座のころ”っていうのがだんだん希薄になっていると思います。“高座のころ”をもう1回寒川町で思い出させるような行動をしていくべきじゃないかっていう話を聞いたことがあります。歴史を振り返ると、寒川には、寒川神社さんがあって、大先輩の思いや気づきを大事にしてきた“高座のころ”を大切にしたいので、条例の中にも、できたら取り込んでいきたいと考えています。

○寺本委員

事務局の方に私は質問したいんですが、この令和8年度の第9回に出す報告書の作成ですね。

行政としてはどういうレベルのものをつくるものと考えてらっしゃるのかお聞きしたいなと思っています。

私たちが決めていくことだけれども、肝心の大元のところを示してほしい。やりたい方向性あたりは出していただかないと、皆さんにいいようにっていうのでは、よくないと思うんですね。

だから、最終的にその自治基本条例のパンフを作成するという、他市Aのようなものができればいいわけですけども、そのレベルまで持っていくのか、それとも今年度はここまでと考えていただきたいという、町としての大元のところを教えていただかないと、物足りない気がします。

○芝崎課長

報告は、2年間で皆さんで話し合った内容を報告書として町長にご提案いただいております。今回、例えば、子供のパンフレットっていうのがお話に出ていますけれども、パンフレットを作るという目標で、2年間でやっていくのであれば、出来上がったものをご報告いただくということになります。

事務局でこれを作ってくださいと、言う立場ではないとは思いますが。皆さんでテーマを決めていただいて、でき上がったものを町の方に提出いただきまして、それを受けて、町の方でもいただいたものを実際に行政に反映させていけるようにしたいということでございます。そういったことを踏まえたと、例えばパンフレットは2年間じゃ難しいから引き続き次の2年間でも継続してやっていって欲しいとか、そういう形で残すことができなくはないとは、私は思います。

この2年間ででき上がったものを報告いただくというのが、この会議の目的なのかなっていうふうに、考えております。

○菊地部長

いろいろ意見ありがとうございます。

ちょっとお話聞かせていただいて、自治基本条例の改正にあたりましては、町から提案という手はなくて、推進員さんの方からのご提案をいただいた形になっております。

ですから町がどこまでという形では言えないんですけれども、今お話しした条文を変える部分と、この条文をもとにパンフレットを作る部分という多分2つの方法があるということで、内容の方も精査するというお話に後半なってきました。そうしますと、その両方をやるというのはスケジュール的にも難しいと思っております。

もし、内容の方を変更するということであるならば、こちら条例になりますので議決事項のものになります。

内容について、今の時勢に合わせるとか、この条文に対して、今の現

状はこうなので、こうして欲しいという提案でも私はいいと思っております。パンフレットの関係になりますけれども、日数が決まっている中で、1年では、非常に難しいと思います。

条文をどうしたいのかが、まず第一の先決事項だと思います。完成品を出していただくという形でなくても、こういった方向性という形で示せばいいと考えております。

○藤澤会長

課長、部長より、町の方の回答をいただきました。

そういう中で委員会としましては委員会が主体となって、決めていくわけでありますけれども、今の議論についてどう思われますか。

○星委員

中島さんがおっしゃったように、条例を見直す理由が、時代に合わなくなったからっていうことを考えると、部分的に変更すると、全体がちぐはぐになってしまうと思うので、やはり全体を見て、実態に合わない部分を変えていくということを、まず第一にしたほうがいいのではないかと思います。

それで、次の第10期の方にその子供にわかりやすいパンフレットを作るといった方が、時間的には余裕を持てるのかと思います。あと、いろいろ子供のことを考えなきゃいけないと前回から意見がありますが、この条例に子どもを大事にするっていう条文を入れることを指してるのか、子供にわかりやすい条例を作ることなのか、何かどちらなのか曖昧な気がしました。

○杉下委員

進め方をしっかり整理する必要があると思います。条例を見直すことができるのはこの推進会議だということで、時代に合った、町民とかいろんな立場の方が、意見を出し、条例案を作るわけですね。

町長に報告をして、それを町長に渡したから確定ではなく、条例は最終的に、議会で承認をされて初めて条例改正が確定をするわけです。だから我々が案を出したから、それが条例として認められるかどうかはまた別の話になります。

時間的なことを考えるならば、パンフレットを作らなければならないという義務はないわけですよ。こうあるべきではないかというのを考えることが、ここの役割なのです。報告書を出したときに、例えば条例案として、時代にあったのはこういうふうに我々としては感じるから、こうした方がより寒川町が住みやすい町になると思いますという提案をする。子供にわかりやすいパンフレットを作ることが目的ではなく、これを理解してもらい、我々がどう生活をするのか、我々として何ができるのかってことがわかるようにしてもらうために、付随的にパンフレットを作る。次の期でできるのか、町にお願いして、こちらに諮問的に

振ってもらうのがいいのか、議論して決めればいいと思います。

あとはワーキンググループを少人数でやってましたけど、そうすると謝礼の関係も出てきてなかなか難しい。例えば第一条から第十条までだけを議論しましょう、とか区切るといいと思います。そうすると、全部で第31条なんで、5、6、7回までやると、全体を見直すことができ、パンフレットを作らなければ、そこまでタイトにやる必要はなくなります。

一通り全部目を通しましたってことであれば、最後の報告書で、今回できなかった課題としては、パンフレット作りがありますということもできます。第7回までであれば、事務局、正副会長で、区切りを整理していただいて、次の会議は第一条から第12条とか、時間的にも間に合うと思います。ポイントだけ見直すとここが抜けていたよとか、星さんがおっしゃったように、全体通していないと振り返ったらアンバランスだったりとか、ということも回避できると思うので、そんな進め方をすれば、この最初にいただいた今後のスケジュールの中でも、落とし込めるのかと思います。1つの意見、提案として、よろしくお願いいたします。

○寺本委員

そのようなお話であれば、イメージできます。第31条まであるんだったら、5月にはどこまでをみんなで読み込んで、そして意見を出して精査していくとイメージできます。

部長さんがそういうふうにそういうお考えを示されたので、そういう考えで皆さんができるんだったら、可能であると思います。

○安田委員

そういう方向で私も行かれた方がいいんじゃないかと思います。

○藤澤会長

杉下さんや寺本さん、或いは部長、当局のご意見も伺って、そのような形で基本的に最終的な成果物はパンフレット作成ではなく、条例の見直しを行っていくということで整理したいと思います。

そんなことで、1回3分の1ぐらいずつ進めて、全体をチェックするという形でやっていくのがいいと思います。

では、議題のその他の部分に入ります。事務局からお願いします。

○事務局

まず第5回会議につきましては5月27日火曜日、2時からを予定しております。場所は分庁舎の2階の第2会議室になります。

最後になりますが、こちらはみんなの協働事業提案制度で実施している、車椅子の方や高齢の方でも参加できるシェアスポーツ湘南さん主催のフェンシングのイベントです。こちらは2月23日と3月30日の日曜日に開催されます。お時間ご興味のある方はぜひご参加いただければと思います。またこの事業の報告実績報告会を4月24日木曜日、町民センター展

	示室Ⅱにて3時から行います。こちらにもご興味のある方がご参加いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。 まちづくり推進会議からは藤澤会長、中島副会長、星委員さんが協働事業選考会の委員に当たっていますので、ご出席の方よろしくお願いいたします。 なお、来年度実施事業の申請時期は令和6年の7月、8月でしたが、申請案件はございませんでしたので、令和7年度実施事業は予定はございません。ご報告させていただきます。 ○藤澤会長 それではですね長い時間ありがとうございました。 ○中島委員 皆様、たくさんのご意見をいただきまして大変ありがとうございました。次回第5回からは自治基本条例を最初のところから第何条までいくんですかね。それはまた事務局からご連絡があると思うんですけども。 その条文まで皆さんで少しずつ読み返しながら、これはおかしいというところを出していただいて、また活発なご意見をいただきながら進めていただければいいかなと思っていますのでよろしくお願いいたします。これをもちまして第4回寒川町まちづくり推進会議を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。 5 その他 ○次回会議 開催日程 5月27日（火）午後2時00分～ 6 閉会
配付資料	資料1 公募委員サロン通知等（前回資料） 資料2 今後のスケジュール（案） （第1回会議時配布資料 資料1 自治基本条例逐条解説）
事録承認委員及び議 事録確定年月日	小澤委員、丸山委員（令和7年4月4日）